

# 「にいがた・新テーマ型募金」への支援のお願い

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の向上に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が同時に進行し、虐待・自殺・ニート・子育て・社会的孤立などの様々な福祉課題は年々拡大するとともに複雑化・多様化し、また新型コロナウイルス感染症の影響により、接触機会の減少に伴う社会的孤立や生活困窮世帯の増加などの課題が深刻化しております。

この『にいがた・新テーマ型募金』は、「募金・助成の新しい形(進化系)」として、従来の共同募金運動期間が終了した後の3か月間を利用して、各団体が取り組む地域福祉課題等を解決するための活動費の一部を共同募金会と一緒に集め、課題解決に向けた取り組みの強化を図るものです。

今年度は障害者支援やフードバンク活動など様々な課題の解決に取り組む県内の23団体からエントリーがありました。

皆様からの寄付金は、共同募金会を通じて、当該団体の活動資金として助成されます。

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

社会福祉法人 新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F  
TEL:025-281-5532 E-mail:niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp

## 税制上の優遇措置

共同募金の寄付には、税制上の優遇措置があります。  
領収書は4月以降に発送いたしますが、お急ぎの際は団体までご連絡ください。

【個人の場合】○所得税に係る寄付金控除  
(又は税額控除)

○住民税に係る寄付金の税額控除

【法人の場合】○全額損金算入

## 一般募金への繰り入れ

やむを得ない事情で事業が中止になった場合や募金期間(3月31日)以降に入金になった募金については、地域福祉に広く助成する一般募金に繰り入れる場合があります。

## 個人情報の取扱いについて

この募金に関して入手した個人情報は寄付を指定された参加団体にのみお知らせしますが、それ以外には使用しません。

### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。
- ・また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
- ・この払込書は、ATMでは使用できません。ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口でお使いください。